

北海道総合計画推進本部設置要綱（案）

（目的）

第1 北海道行政基本条例に基づき策定した「北海道総合計画（平成28年度～平成37年度）」を着実かつ効果的に推進するため、北海道総合計画推進本部（以下「本部」という）を設置する。

（所掌事項）

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）北海道総合計画の推進に係る企画、調整に関すること。
- （2）北海道総合計画に沿った施策・事業の展開に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- （3）その他北海道総合計画の推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に対し、会議の出席を求めることができる。

（本部長及び副本部長）

第4 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

（会議の招集）

第5 会議は、本部長が招集する。

（推進協議会）

第6 本部に、実効性の高い政策を推進するため、推進協議会を置く。

- 2 推進協議会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総合政策部長をもって充て、推進協議会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 4 副委員長は、計画推進担当局長をもって充て、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、総合政策部政策局長、地域創生局長をもって充て、委員長は必要に応じて、特別委員として関係局長や参与として有識者などの者に対し、推進協議会への出席を求めることができる。

（幹事会）

第7 本部に、施策・事業の効果的、効率的な展開を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、総合政策部政策局計画推進担当局長をもって充てる。
- 3 幹事会は、幹事により構成し、別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

（事務局）

第8 事務局は、総合政策部政策局計画推進課に置く。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。